

自主防災組織を結成し、 自分たちの地域を自分たちで守ろう

災害の被害を最小限に抑えるためには、普段から顔を合わせている地域の人々が協力することが重要です。自主防災組織を結成し、共助に取り組みましょう。

◇自主防災組織とは

地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織です。平常時は防災訓練、広報活動、防災資機材の整備などを行い、災害時には初期消火活動、救出救護、避難誘導、給水給食などを行います。

◇自主防災組織の結成

地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動計画を定めることで成立します（区・自治会単位）。組織を結成したときは市へ届け出が必要です。結成を検討している場合はご相談ください。

◇補助制度

- 防災資機材の整備費を補助します。
 - ▶対象＝新たに結成された自主防災組織
 - ▶対象資機材＝発電機、リヤカー、簡易トイレなど
 - ▶補助上限額＝50万円
- 問 安全対策課防災対策班 ☎(70)0303

用途地域の変更に係る案の概要の縦覧 および公聴会の開催

北今泉地区の産業道路沿道の一部について、「大網白里市企業誘致基本方針」に基づき、産業系土地利用の受け皿となる環境を整備するため、用途地域の変更を予定しています。この度、都市計画案の作成にあたり、変更に係る案の概要の縦覧および公聴会を開催します。

◇案の概要の縦覧

- ▶地区＝北今泉地区の一部の地域 ▶面積＝約6.0ha
- ▶内容＝用途地域を第1種住居地域から工業地域に変更
- ▶縦覧期間＝10月13日(火)～27日(火) ▶縦覧場所＝市HP、窓口

◇公聴会

- ▶開催場所＝農村環境改善センターいずみの里（南今泉140の1）
- ▶開催日時＝11月14日(土)10時～12時

◇公述の申出

本都市計画の案の概要について公述（公聴会で意見を述べること）を希望する方は、公述申出書を提出してください。

- ▶公述の申出ができる方＝変更区域内の土地所有者、利害関係人
- ▶提出期間＝10月13日(火)～27日(火)（消印有効）
- ▶提出方法＝メール、郵送、持参
- ▶様式配布場所＝市HP、窓口

問 都市整備課都市計画班 ☎(70)0364
✉toshibiseibi@city.oamishirasato.lg.jp



▲詳細

備蓄品を準備しよう



▲詳細

①常時携行品 外出先でいつも身に着けておきたいもの



②非常持出品 発災直後に避難場所へ持っていくもの



③備蓄品 災害時の生活に必要なもの



問 安全対策課防災対策班 ☎(70)0303

県動物愛護センター動物愛護事業

◇犬のしつけ方教室

〈基礎講座〉

- ▶日時＝10月22日(休)、11月26日(休)、12月24日(休)10時～12時
- ▶会場＝動物愛護センター本所（富里市）
- ▶内容
犬の本能と習性、しつけ方法の講義、モデル犬によるデモンストレーション

- ▶募集人数＝各日先着10人
- ▶参加費＝無料 ※犬同伴不可。

〈実技講座〉

- ▶日時＝10月8日(休)、11月12日(休)、12月10日(休)13時～15時
- ▶会場＝動物愛護センター本所
- ▶参加費＝犬同伴1頭につき、3,300円（税込み）

※参加予定者が2組以下の場合は中止。

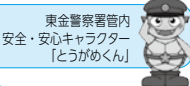
問・問 県動物愛護センター本所 ☎0476(93)5711
（公財）県動物保護管理協会 ☎043(214)7814



▲詳細



安全安心コーナー



10月は電話de詐欺被害防止強化月間です

◇電話de詐欺は電話de対策

犯人の電話の約7割は「+（国番号）」で始まる国際電話番号です。携帯電話への着信も多く、幅広い世代で被害が出ています。次の対策方法を行い、家族や周囲の方にも伝えましょう。

◇固定電話の対策

- ・国際電話不取扱受付センター（☎0120(210)364）へ発着信の休止の申し込みをする。
- ・留守番電話や録音機能も有効です。

◇携帯電話の対策

- ・警察庁推奨の「特殊詐欺対策アプリ」（無料）で国際電話番号などをブロックできます。

問 東金警察署生活安全課 ☎(54)0110



▲アプリの詳細
（警察庁HP）



ねんきんナビ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合などと同じように、「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。また、自身の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

▶社会保険料控除の対象
令和8年1月～12月までに納めた国民年金保険料全額（過年度分や追納された分も含まれます）

◇社会保険料控除を受けるには

年末調整や確定申告を行うときに、領収証書や保険料を支払ったことを証明する書類（控除証明書）の添付が必要となります。

◇控除証明書の送付（予定）

送付時期は、保険料の納付時期によって異なります。

- ・令和8年1月1日～9月30日に納付した方＝10月下旬～11月上旬に送付
- ・10月1日～12月31日に納付した方＝令和9年2月上旬に送付

詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

問 ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル） ☎0570(003)004



▲詳細
（日本年金機構HP）